配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正について

- ◆平成25年6月26日に成立、同年7月3日に公布(議員立法)
- ◆平成26年1月3日より施行(公布の日から起算して6月を経過した日)

改正内容

- ○「生活の本拠を共にする交際相手」からの暴力及びその被害者についても、 配偶者からの暴力及びその被害者に準じて、法の適用対象 ※下図参照
- 法律の題名「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護<mark>等</mark>に関する法律」

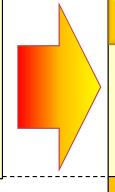
【図】配偶者暴力防止法の適用対象の拡大について

法の適用対象

改正前

配偶者

(事実婚や元配偶者(※1)も含まれる)



改正後

配偶者

(事実婚や元配偶者(※1)も含まれる)

適用対象の拡大(この法律を準用) ->

生活の本拠を共にする交際相手(※2)

(元生活の本拠を共にする交際相手(※3)も含まれる)

- ※1 離婚前に暴力を受け、離婚後も引き続き暴力を受ける場合
- ※2 婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く
- ※3 生活の本拠を共にする交際関係を解消する前に暴力を受け、解消後も引き続き暴力を受ける場合

詳細は内閣府のホームページを御覧ください。 http://www.gender.go.jp/e-vaw/law/dv2507.html

ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号)

の一部改正について

【平成25年10月3日施行】

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
(国、地方公共団体、関係事業者等の <u>支援等</u>)	(国、地方公共団体、関係事業者等の <u>支援</u>)
第八条 国及び地方公共団体は、ストーカー行為等の防止に関する啓発及び知識の普及、ストーカー行為等の相手方に対する婦人相談所 その他適切な施設による支援並びにストーカー行為等の防止に関する活動等を行っている民間の自主的な組織活動の支援に努めなければならない。	第八条 国及び地方公共団体は、ストーカー行為等の防止に関する啓発及び知識の普及、ストーカー行為等の相手方に対する支援並びにストーカー行為等の防止に関する活動等を行っている民間の自主的な組織活動の支援に努めなければならない。
2 国及び地方公共団体は、前項の支援等を図るため、必要な体制の整備、民間の自主的な組織活動の支援に係る施策を実施するために必要な財政上の措置その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。	〔新設〕
<u>3·4</u> 〔略〕	<u>2·3</u> 〔略〕

ストーカー総合対策(平成27年3月20日ストーカー総合対策関係省庁会議)

「すべての女性が輝く社会」の実現 ~安全·安心な暮らしの確保~

ストーカー事案~女性の安全・安心な暮らしを脅かす

警察における認知件数2万2,823件(平成26年中) 特定の異性からの執拗なつきまとい等の経験(内閣府調査) 女性の約10人に1人

1 ストーカー事案に対応する体制の整備

- ◆警察では、警察官等の増員、女性警察官による対応ができる体制 の整備促進、組織的な対応の推進
- ◆地方公共団体の窓口、人権擁護機関、検察、法テラス、学校等では、切れ目のない適切な支援、研修・マニュアル等による支援の充実
- ◆地域における関係機関の協議会(例:配偶者暴力に関するもの)を 活用しつつ、関係機関の連携協力の推進

2 被害者等の一時避難等の支援

- ◆婦人相談所における一時保護の実施、都道府県警察における被害者等の安全確保のための取組の促進
- ◆婦人保護施設における中長期支援、婦人相談所等における住宅・ 就業の情報提供、公的賃貸住宅への優先入居等の推進のための取 組
- ◆経済面からの支援として、弁護士費用の負担軽減、引き続き地方 交付税措置

3 被害者情報の保護

- ◆被害者等の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者による被害者等の情報の保護
- ◆加害者による個人情報に係る閲覧や証明書制度の不当利用の防止、被害者等の安全の確保を図る上での配慮について広報啓発の 推進

「すべての女性が輝く政策パッケージ」

(平成26年10月10日すべての女性が輝く社会づくり本部決定)

〇ストーカー対策の抜本的強化

関係省庁からなる会議で検討の上、総合対策を年度内を目途に取りまと め

ストーカー総合対策関係省庁会議

内閣府、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省

4 被害者等に対する情報提供等

- ◆相談・支援窓口や事案への対処について国民の理解を深めるための 広報啓発の推進
- ◆被害実態等の的確な把握のための取組、地方公共団体等に対する情報提供

5 ストーカー予防のための教育等

- ◆ストーカーの被害者にも加害者にもならないことの重要性に留意しつ つ、若年層を対象とする予防啓発や、インターネットの適切な利用とその 危険性に関する教育啓発の推進
- ◆研修等により教育関係者等の理解を促進

6 加害者に関する取組の推進

- ◆警察では、被害者等の保護を最優先に組織による迅速・的確な対応、対処能力の向上の推進
- ◆様々な段階で加害者に対して更生のための働き掛け、保護観察付執行猶予となった者に対して保護観察所と警察との連携による特異動向等の把握・措置、受刑者・少年院在院者に対して問題性を考慮したプログラムの実施・充実
- ◆ストーカー加害者に対する精神医学的・心理学的手法に関する 調査研究や、配偶者からの暴力の加害者更生に係る実態調査の 実施

改正ストーカー規制法の施行に対応した婦人保護事業の実施について (平成28年12月27日 雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知)

1. 職務関係者による配慮等(改正後の第9条関係)

- 警察機関との緊密な連携
- 〇 「職務関係者」… 職務として被害者の身辺の安全の確保と秘密の保持を図るべき者
 - = "婦人相談所職員""相談対応の行政機関職員""民間シェルター職員"等
- 国・地方公共団体による研修、マニュアルの整備等
- 個人情報の管理:「婦人相談所ガイドライン」「婦人相談員相談・支援指針」参照

2. 国、地方公共団体、関係事業者等の支援(改正後の第10条関係)

- 婦人相談所その他適切な施設による支援、民間の施設における滞在についての支援
- ⇒「「婦人相談所が行う一時保護の委託について」の一部改正について」(H28.3.31 雇用均等・児童家庭局長通知)でストーカー被害者の一時保護委託が可能であることを明記

3. ストーカー行為等の防止等に資するためのその他の措置(改正後の第12条関係)

- ストーカー事案の特性、危険性、自己防衛手段等についての周知・啓発や被害者支援を効果的に行うため (例)インターネットの普及やコミュニケーションツールの変化等、最近の社会情勢を踏まえた被害実態等の把握
- 相談窓口の周知 → 婦人相談所のHP(ホームページ)等に分かりやすく明示

4. 支援等を図るための措置(改正後の第13条関係)

〇「必要な体制整備」「必要な財政上の措置」「その他必要な措置」

売春防止法、母子及び父子並びに寡婦福祉法の見直しについて

売春防止法の改正

1. 婦人相談員の非常勤規定の削除(平成29年4月1日施行)

○ 都道府県等における職員の任用については都道府県知事等において判断されるべきものであることから、 婦人相談員を非常勤とする規定を削除する(売春防止法第35条第4項)。

2. 婦人相談所長による報告又は通知(平成28年10月1日施行)

○ 母子生活支援施設は、夫等からの暴力を理由として入所する母子が最も多くなっており、そうした母子に対する支援拠点の一つとなっていることから、婦人相談所長に対し、母子生活支援施設への入所が適当と認められる母子について、母子生活支援施設において母子保護を実施する都道府県等への報告等を行うことを義務付ける(売春防止法第36条の2)。

母子及び父子並びに寡婦福祉法の改正

1. 母子・父子自立支援員の非常勤規定の削除(平成29年4月1日施行)

○ 都道府県等における職員の任用については都道府県知事等において判断されるべきものであることから、 母子・父子自立支援員について、非常勤を原則とする旨の規定を削除する(母子及び父子並びに寡婦福祉法 第8条第3項)。

- 2. 母子家庭等の支援機関への婦人相談員の追加(公布日(平成28年6月3日)施行)

○ 婦人相談員と母子・父子自立支援員の連携について一層の強化を図るため、母子家庭の母及び児童の生活の安定と向上のために相互に協力しなければならない関係機関に婦人相談員を追加する(母子及び父子並びに寡婦福祉法第3条の2第1項)。 120

子どもの貧困対策の推進に関する法律 <平成25年法律第64号> (概要)

平成25年6月19日成立/平成25年6月26日公布/平成26年1月17日施行

- この法律は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。
 - ※ その他、基本理念、国の責務、地方公共団体の責務、国民の責務、法制上の措置等及び対策の実施の状況の公表について規定

大綱の策定・基本的施策

- 政府は、子どもの貧困対策を総合的に推進するための大綱を定めなければならない。
- 大綱では、「子どもの貧困対策に関する基本的な方針」、「子どもの貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率等子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策」、「教育の支援に関する事項」、「生活の支援に関する事項」、「保護者に対する就労の支援に関する事項」、「経済的支援に関する事項」及び「調査及び研究に関する事項」を定める。

※衆議院厚生労働委員会決議

政府は、大綱を作成するに際しては、子どもの貧困対策に関し優れた見識を有する者や貧困の状況にある世帯に属する者、これらの者を支援する団体等、関係者の意見を会議で把握した上で、これを作成すること。

○ 都道府県は、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努める。

子どもの貧困対策会議

子どもの貧困対策会議 (関係閣僚で構成) を設置する。

施行期日等

- 公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。(平成26年1月17日施行)
- 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、 この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。121

子どもの貧困対策の推進に関する法律について(平成25年法律第64号)

(平成26年1月17日施行)

現状・背景

- 子供の貧困率
 - 16.3% (2012年厚労省)

(2010年OECD加盟34カ国中25位) (OECD(2014) 日本は2009年(15.7%))

- 子供がいる現役世帯のうち大人が一人の貧困率
 - 54.6% (2012年厚労省)

(2010年OECD加盟34力国中33位) (OECD(2014) 日本は2009年(50.8%))

- 生活保護世帯の子供の高等学校等進学率 90.8% (全体 98.6%) (2013年厚労省/文科省)
- 世代を超えた「貧困の連鎖」

目的・基本理念

この法律は、貧困の状況にある子供が健やかに育成される 環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子 供の貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

- ■子供の貧困対策は、子供の将来がその生まれ育った環境 によって左右されることのない社会を実現することを旨 として推進されなければならない。
- ■子供の貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互 の密接な連携の下に、総合的な取組として行わなければな らない。

子供の貧困対策を総合的に推進するための枠組みづくり

子どもの貧困対策会議 〔会長:内閣総理大臣〕

関係者の意見を把握 (衆・厚労委決議)

子供の貧困対策に関する大綱

[閣議決定]

密接な連携

都道府県子供の貧困対策計画

地方公共団体

[策定努力義務]

基本的な方針

勘案

大綱に掲げる 事項

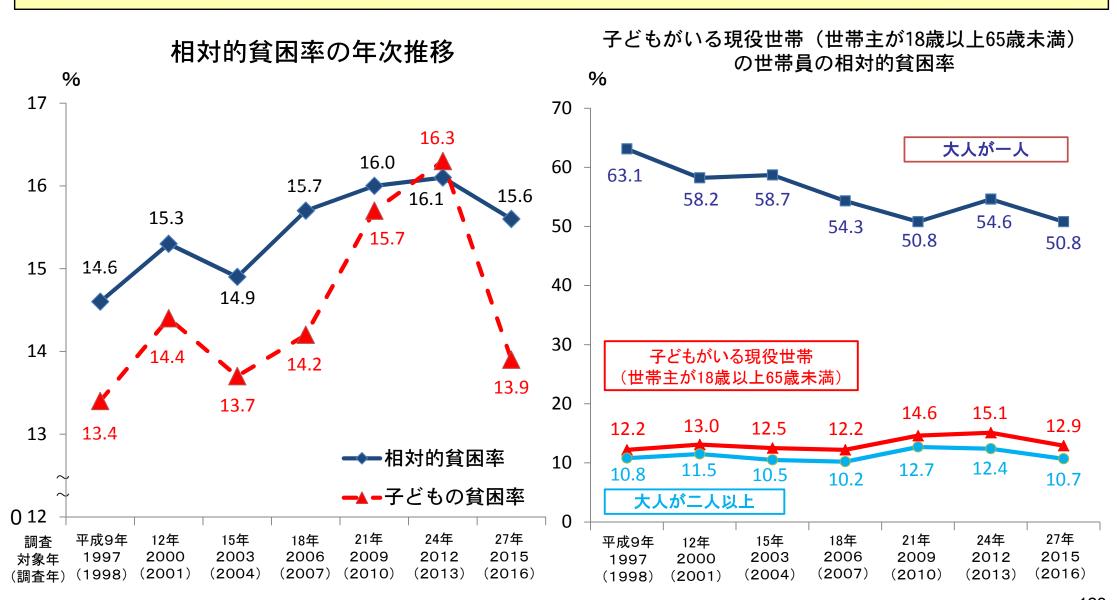
子供の貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策

教育支援 牛活支援 保護者への就労支援 経済的支援 調查研究

子供の貧困状況及び貧困対策の実施状況を毎年公表

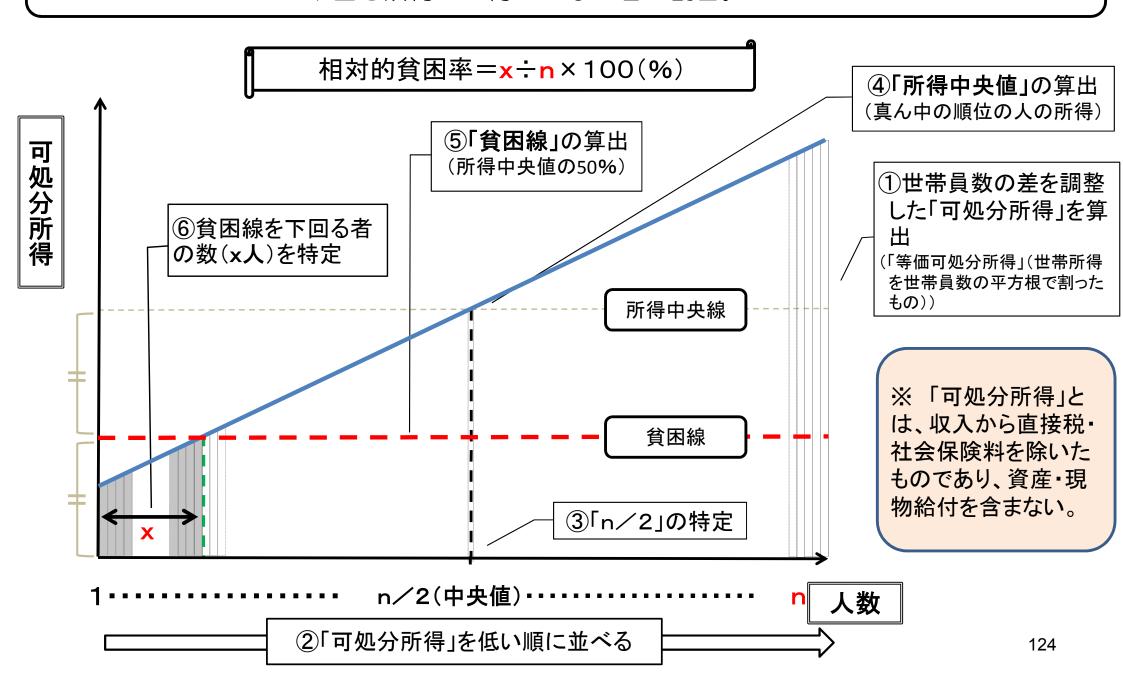
相対的貧困率の推移について

- 最新(2016年調査)の相対的貧困率は、全体で15.6%(対2013年調査比0.5ポイントの低下)、 子どもで13.9%(対2013年調査比2.4ポイントの低下)
- 一方、大人が一人の「子どもがいる現役世帯」で50.8%(対2013年調査比3.8ポイントの低下)



資料:「平成28年国民生活基礎調査」

「相対的貧困率」・・所得中央値の一定割合(50%が一般的。いわゆる「貧困線」)を 下回る所得しか得ていない者の割合。



子供の貧困対策に関する大綱について

目的•理念

- 子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と 教育の機会均等を図る。
- 全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子供の貧困対策を総合的に推進する。

基本的な方針

- 第一に子供に視点を置いて、 切れ目のない施策の実施等に 配慮する。
- 子供の貧困の実態を踏まえて対策を推進する。

など、10の基本的な方針

子供の貧困に関する指標

- O 生活保護世帯に属する子供の 高等学校等進学率 90.8%
- スクールソーシャルワーカーの 配置人数 1,008人 (平成25年度)
- 〇 ひとり親家庭の親の就業率
 - •母子家庭の就業率:80.6%

(正規39.4% 非正規47.4%) ・父子家庭の就業率:91.3%

- 父子家庭の就耒率:91.3%
 - (正規67.2% 非正規 8.0%)
- 〇 子供の貧困率 16.3% (平成24年)

など、25の指標

指標の改善に向けた当面の重点施策

全ての

子供たちが

夢と希望を

持って成長

していける

<教育の支援>

- ○学校をプラットフォームとした子供の貧困対策の推進
- ・きめ細かな学習指導による学力保障
- ・スクールソーシャルワーカーの配置充実(※)
- 〇教育費負担の軽減
 - ・幼児教育の無償化に向けた段階的取組
 - ・高校生等奨学給付金等による経済的負担の軽減(※)
- 大学等奨学金事業における無利子奨学金の充実、より柔軟な『所得連動返還型奨学金制度』の 導入(※)
- ○貧困の連鎖を防止するための学習支援の推進(※)
- 〇学習が遅れがちな中学生を対象とした学習支援(※)

<保護者に対する就労の支援>

- 〇ひとり親家庭の親の就業支援
 - ・就業支援専門員の配置による支援等
- 〇生活困窮者や生活保護受給者への就労支援
- 〇保護者の学び直しの支援(※)
- 〇在宅就業に関する支援の推進
- <子供の貧困に関する調査研究等>
- 〇子供の貧困の実態把握
- 〇子供の貧困に関する新たな指標の開発
- 〇子供の貧困対策に関する情報の収集・蓄積、提供

<生活の支援>

- 〇保護者の生活支援
- ・保護者の自立支援
- 〇子供の生活支援
 - ・児童養護施設等を退所した子供のアフターケアの 推進、子供の居場所づくりに関する支援等
 - 〇関係機関が連携した支援体制の整備
 - ・生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関、 児童福祉関係者、教育委員会等の関係機関が 連携してネットワークを構築
 - 〇支援する人員の確保
 - ・社会的養護施設の体制整備、相談職員の資質 向上等 など

社会の

実現

<経済的支援>

- 〇児童扶養手当と公的年金の併給調整見直し
- 〇ひとり親家庭の支援施策に関する調査研究
- 〇母子福祉資金貸付金等の父子家庭への拡大
- ○養育費の確保に関する支援

など

<施策の推進体制等>

- ○対策会議を中心とする政府一体となった取組
- 〇地域の実情を踏まえた自治体の取組の支援
- ○官公民の連携プロジェクト・国民運動の展開(※) など

子供の貧困対策に関する大綱のポイント(1)

目的•理念

- 子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と 教育の機会均等を図る。
- 全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子供の貧困対策を総合的に推進する。

基本的な方針

- 1 貧困の世代間連鎖の解消と積極的な人材育成を目指す。
- 2 第一に子供に視点を置いて、切れ目のない施策の実施等に配慮する。
- 3 子供の貧困の実態を踏まえて対策を推進する。
- 4 子供の貧困に関する指標を設定し、その改善に向けて取り組む。
- 5 教育の支援では、「学校」を子供の貧困対策のプラットフォームと位置付けて総合的に対策を推進するとともに、教育費負担の軽減を図る。
- 6 生活の支援では、貧困の状況が社会的孤立を深刻化させることのないよう配慮して対策を推進する。
- 7 保護者の就労支援では、家庭で家族が接する時間を確保することや、保護者が働く姿を子供に示すことなどの教育的な意義にも配慮する。
- 8 経済的支援に関する施策は、世帯の生活を下支えするものとして位置付けて確保する。
- 9 官公民の連携等によって子供の貧困対策を国民運動として展開する。
- 10 当面今後5年間の重点施策を掲げ、中長期的な課題も視野に入れて継続的に取り組む。

子供の貧困に関する指標

- 〇 生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率 90.8%(平成25年) 〇 生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退率 5.3%(平成25年)
- 生活保護世帯に属する子供の大学等進学率 32.9%(平成25年)
- 生活保護世帯に属する子供の就職率(中学校卒業後の進路:就職率 2.5% / 高等学校等卒業後の進路:就職率 46.1%)(平成25年)
- 〇 児童養護施設の子供の進学率及び就職率(平成25年)
 - (中学校卒業後:進学率 96.6%、就職率 2.1% / 高等学校等卒業後:進学率 22.6%、就職率 69.8%)
- ひとり親家庭の子供の就園率(保育所・幼稚園) 72.3%(平成23年度)
- ひとり親家庭の子供の進学率及び就職率(中学校卒業後:進学率 93.9%、就職率 0.8% / 高等学校卒業後:進学率 41.6%、就職率 33.0%)(平成23年度)
- 〇 スクールソーシャルワーカーの配置人数 1,008人(平成25年度)/
 - スクールカウンセラーの配置率 小学校 37.6%、中学校 82.4% ※その他教育委員会等に1,534箇所配置(平成24年度)
- 〇 就学援助制度に関する周知状況(平成25年度)
 - (毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合 61.9%)
 - (入学時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合 61.0%)
- 〇 日本学生支援機構の奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の貸与を認められた者の割合(無利子・有利子)(平成25年度実績)
- (無利子:予約採用段階 40.0%、在学採用段階 100.0% / 有利子:予約採用段階 100.0% 、在学採用段階 100.0%) O ひとり親家庭の親の就業率(平成23年度)
- (母子家庭の就業率 80.6% (正規 39.4%、非正規 47.4%) / 父子家庭の就業率 91.3% (正規 67.2%、非正規 8.0%))
- 〇 子供の貧困率 16.3% (平成24年)
- 子供がいる現役世帯のうち大人が一人の貧困率 54.6%(平成24年)

子供の貧困対策に関する大綱のポイント②

指標の改善に向けた当面の重点施策

教育の支援

- 〇「学校」をプラットフォームとした総合的な子供の貧困対策の展開
 - ・学校教育による学力保障 / 学校を窓口とした福祉関連機関等との連携 / 地域による学習支援 / 高等学校等における就学継続のための支援
- ○貧困の連鎖を防ぐための幼児教育の無償化の推進及び幼児教育の質の向上
- 〇就学支援の充実
 - ・義務教育段階の就学支援の充実 /「高校生等奨学給付金(奨学のための給付金)制度」などによる経済的負担の軽減
 - / 特別支援教育に関する支援の充実
- 〇大学等進学に対する教育機会の提供
 - ・高等教育の機会を保障するような奨学金制度等の経済的支援の充実 / 国公私立大学生・専門学校生等に対する経済的支援
- 〇生活困窮世帯等への学習支援
- 〇その他の教育支援
 - ・学生のネットワークの構築 / 夜間中学校の設置促進 / 子供の食事・栄養状態の確保 / 多様な体験活動の機会の提供

生活の支援

- 〇保護者の生活支援
 - 保護者の自立支援 / 保育等の確保 / 保護者の健康確保 / 母子生活支援施設等の活用
- 〇子供の生活支援
 - 児童養護施設等の退所児童等の支援 / 食育の推進に関する支援 / ひとり親家庭や生活困窮世帯の子供の居場所づくりに関する支援
- 〇関係機関と連携した包括的な支援体制の整備
- 〇子供の就労支援
 - ・ひとり親家庭の子供や児童養護施設等の退所児童等に対する就労支援 / 親の支援のない子供等への就労支援
 - / 定時制高校に通学する子供の就労支援 / 高校中退者等への就労支援
- ○支援する人員の確保
 - 社会的養護施設の体制整備、児童相談所の相談機能強化 / 相談職員の資質向上
- 〇その他の生活支援
 - ・妊娠期からの切れ目ない支援等 / 住宅支援

子供の貧困対策に関する大綱のポイント③

指標の改善に向けた当面の重点施策

保護者に対する就労の支援

- 〇親の就労支援
- 〇親の学び直しの支援
- 〇就労機会の確保

経済的支援

- 〇児童扶養手当の公的年金との併給調整に関する見直し
- 〇ひとり親家庭の支援施策についての調査・研究の実施に向けた検討
- 〇母子福祉資金貸付金等の父子家庭への拡大
- 〇教育扶助の支給方法
- 〇生活保護世帯の子供の進学時の支援
- ○養育費の確保に関する支援

子供の貧困に関する調査研究等

〇子供の貧困の実態等を把握・分析するための調査研究 / 子供の貧困に関する新たな指標開発に向けた調査研究 / 子供の貧困対策に関する情報の収集・蓄積、提供

施策の推進体制等

- 〇国における推進体制
- 〇地域における施策推進への支援
- 〇官公民の連携・協働プロジェクトの推進、国民運動の展開
- 〇施策の実施状況等の検証・評価
- 〇大綱の見直し